

告 示

埼玉県告示第七百十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（四級基準点設置）

三 作業地域

さいたま市緑区大字大崎地内

四 作業期間

令和元年十月二十八日から令和二年三月十九日まで